

〇 〇 - 〇 〇 - 〇 〇

物 品 借 入 契 約 書

(レンタル取引用)

契約件名 看護衣等の借入

契約金額 金(予定)*****円
(うち消費税及び地方消費税額(予定)*****円)

内訳 別紙のとおり

日本郵政株式会社を甲とし、〇〇〇〇株式会社を乙とし、次のとおり物品の借入契約を締結する。

第1章 総則

(契約の目的)

第1条 乙は、本契約書のほか、本契約書に附属する仕様書及び仕様書に添付された図面、見本及び図書(以下、総称して「仕様書等」という。)の定めに従い契約物品を設置期限までに甲の指定する場所に設置して甲の使用に供するものとし、甲はその代金を乙に支払うものとする。

(代金)

第2条 契約金額をもって、乙に支払われる代金の金額とする。

- 2 仕様書等に特段の定めがない限り、次条第1項第3号に定める借入期間の始期を賃貸借料の起算日とする。
- 3 賃貸借料の起算日が月の中途になる場合、又は解約した場合、当月の賃貸借料は、月額賃貸借料の30分の1を1日当たりの料金とし、これに当月の賃貸借日数を乗じて算出するものとする。

なお、その金額に1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(設置期限、設置場所及び契約期間)

第3条 契約物品の設置期限及び設置場所は、次のとおりとする。

- (1) 設置期限 東京通信病院長が指定した月日
- (2) 設置場所 東京通信病院長が指定した場所
- 2 乙は、前項第1号記載の設置期限までに同項第2号記載の設置場所に契約物品の設置を完了するものとする。
- 3 契約物品の契約期間は、仕様書のとおりとする。

(契約期間満了後の効力)

第4条 本契約は、契約期間満了の3か月前までに甲又は乙から解約の通知をしないときは、満期の翌日から起算して1年間なおその効力を有するものとする。ただし、2030年3月31日までを限度とする。

(数量及び代金の確定)

第5条 本契約の数量は、納入期限までの需要見込数量であり、増減を生じることがあるものとする。

- 2 乙に支払われる代金は、確定した数量に単価を乗じて算出した金額をもって、確定する。

(権利又は義務の譲渡)

第6条 乙は、本契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させないものとする。ただし、乙が書面により申し出た場合において、甲が承認したときはこの限りでない。

- 2 甲は、乙の承諾を得て、契約物品の賃借権を第三者に譲渡し、又は契約物品を転貸することができる。

(再委託)

第7条 乙は、本契約に係る受託業務の遂行に当たり、当該業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」というものとし、当該第三者を「再委託先」というものとする。）する場合は、再委託に関する事項を記載した書面を甲に事前に提出し、甲の書面による承諾を得なければならないものとする。再委託先が第三者に対して更に委託する場合も同様とする。

- 2 乙は、本契約に係る受託業務の全部又は一部を再委託した場合は、自己が負う義務と同等の義務を当該再委託先に負わせるものとし、当該再委託先の管理監督責任は乙が負うものとする。

- 3 再委託先が第27条に規定する契約解除の事由（又は同様の事由）に該当し又は該当するおそれがある場合、乙は、直ちに甲にその旨を報告するとともに、甲の指示に従って再委託先の変更等必要な措置を講じるものとする。この場合、同条第1項第8号及び第10号における相手方は甲とし、その他同条の規定を再委託先に適用するために必要な読み替え行うものとする。

- 4 前項の場合において、乙が相当の期間内に甲の指示に従って必要な措置を講じない場合、甲は、催告その他の手続を要しないで、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- 5 乙は、当該再委託先が本契約の義務に違反したことにより又は前項により甲に損害が生じた場合には、甲に対して直接、損害賠償責任を負うものとする。

(仕様書の疑義)

第8条 乙は、仕様書等に疑義がある場合は、速やかに甲の説明を求めるものとする。

- 2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(監督等)

第9条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため、乙の受託業務（甲が提供した資料等の保護及び管理を含む。以下、本条において同じ。）が適正に行われているか等について、乙に報告を求め、若しくは監査を行い、又は必要がある場合は、監督社員を定め、乙の作業場所等に派遣して、甲の定めるところにより監督させ、乙に対し必要な指示をさせること（以下、本条において「監督等」という。）ができるものとする。

- 2 乙は、受託業務に関して、情報漏えいその他の事故、違法行為、苦情等（以下、本条において「事故等」という。）が生じ、又はそのおそれが生じた場合（再委託先以降において事故等が生じ、又はそのおそれが生じた場合を含む。）、当該事故等について、その発生原因のいかんにかかわらず、直ちに甲に報告し、速やかに対応措置を講じるとともに、対応について甲と協議し、その指示に従うものとする。

- 3 甲は、第1項の監督等の結果や前項の事故等の発生状況等を踏まえ、必要があると判断するときは、乙に対し、本契約の履行方法又は預託情報の管理方法等について、

改善を求めることができるものとする。

- 4 甲は、監督社員を定めたときは、その社員の氏名並びに権限及び事務の範囲を遅滞なく乙に通知するものとする。
- 5 乙は、甲による監督等に対し、必要な資料の提出を行うなど、相当の範囲内で協力するものとする。
- 6 監督社員は、監督に係る職務の遂行に当たり、乙が行う業務を不当に妨げないものとし、甲はそのために必要な措置を監督社員に対して講じるものとする。
- 7 監査等を行うために必要な実費は甲の負担とし、監督等を受けるのに必要な実費は、乙の負担とする。

(図面等の承認)

第10条 仕様書等に特に定めがある場合は、乙は図面を作成して甲の承認を受けるものとし、甲の承認を受けた当該図面（以下「承認図面」という。）は、仕様書に添付された図面の一部となったものとみなす。承認図面が仕様書に添付された図面に定めるところと矛盾する場合は、承認図面が優先する。

- 2 乙は、承認図面に従ったことを理由として、本契約に定める義務の履行を免れない。ただし、前項の承認が、内容の変更を条件として与えられた場合に、乙が当該条件に対して異議を申し立てたにもかかわらず、甲がその条件によることを求めたときは、この限りでない。

(設置計画の届出)

第11条 乙は、甲が指示した場合は、甲の指定する書面により速やかに設置の計画を甲に届け出るものとし、これを変更しようとするときも同様とする。

(物品の運送等に係る諸経費)

第12条 包装、こん包及び設置場所までの運送並びに契約物品の据付け調整等に必要な費用は、すべて乙の負担とする。

- 2 契約期間の満了に伴う契約物品の撤去及び運送等に必要な経費は乙の負担とする。

第2章 契約の履行

(物品の設置)

第13条 乙は、契約物品を設置場所に設置（仕様書等に定める契約物品の据付け調整等を含む。以下同じ。）しようとするときは、甲の指定する書面により甲又は甲が指定する設置場所の病院長に通知するものとする。

- 2 乙は、契約物品を設置し、契約物品に係る履行が完了したときは、これを証明する資料を添付した書面により、甲に遅滞なく通知するものとする。
- 3 第1項の場合において、乙は、当該物品の数量、外観等について、甲若しくは甲が指定する設置場所の病院長又はそれぞれの指定する社員の確認を受けたのち、その指示するところにより開こんの上、その指定する場所に設置するものとする。
- 4 乙は、第三者に契約物品を設置させる場合には、仕様書等に定める設置方法及び第3項に規定する事項を物品を持ち込む者に遵守させるものとする。

(履行の通知)

第14条 乙は、契約期間中、乙の債務の履行が違反なく行われている場合には、別途甲が指定した期間ごとに遅滞なく書面をもって甲にその旨を通知するものとする。

(検収)

第15条 甲は、乙が本契約に基づく契約物品を納入したときは、甲の定める手続等により、契約物品が契約内容に合致するか否かを速やかに確認し、合格と認めたときのみに受け入れる（以下「検収」という。）。)

- 2 乙は、甲の検収作業につき、相当の範囲内で協力するものとする。
- 3 検収に必要な費用は、すべて乙の負担とする。
- 4 甲は、前各項に定める検収に関する事務を第三者に委託することができる。この場合、甲は、適宜の方法により乙にその旨通知するものとする。

(物品の管理)

第16条 乙は、甲に対して契約物品の取扱い及び管理について、適切な指導を行わなければならない。

- 2 甲は、契約物品を善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理するものとする。
- 3 契約期間における甲の責めに帰すべき事由による契約物品の滅失、毀損等の責任は、甲の負担とする。

(物品の維持補修)

第17条 乙は、乙の負担において、甲が契約物品を常時正常な状態で使用できるように、点検、調整を行わなければならない。

- 2 契約物品が故障した場合、乙の負担において、直ちに契約物品の修理に着手し、又は契約物品の交換等を行い、速やかに契約物品を正常な状態に回復させなければならない。
- 3 前項の維持補修が遅延し、そのために1日以上にわたり、甲が物品を使用できなくなったときは、その期間に応じて第22条第2項の規定に準じて計算した金額を乙に対し請求することができる。
- 4 乙は、物品の設置場所に出入りするときは、あらかじめ甲の了解を得なければならない。

(物品の取替又は改造)

第18条 甲は、自己の都合により契約物品を取り替え、又は改造する場合は、あらかじめ乙に通知して行うものとする。この場合に要する費用は、甲の負担とする。

(賃貸借料の減額)

第19条 第17条第2項の維持補修が遅延し、そのために1日以上にわたり、甲が物品を使用できなくなったときは、その期間の賃貸借料は、1か月を30日とする日割計算をもって減額するものとする。ただし、甲が物品を使用できなかった期間の業務を乙において処理した場合は、この限りでない。

(代金の請求及び支払)

第20条 乙は、契約の履行を完了した場合において、支払請求書により代金を甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項に定める請求書を受領したときは、受領した日が属する月の翌月末日(以下「約定期限」という。)までに代金を支払うものとする。
なお、支払代金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 甲乙双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、甲は反対給付の履行を拒むことができる。

(支払遅延利息)

第21条 甲は、約定期限に代金を乙に支払わない場合は、約定期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し、遅延に陥った時点の法廷利率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとする。

- 2 前項の規定により計算した遅延利息の額が100円未満である場合は、甲は、乙に対し、遅延利息を支払うことを要しないものとする。

(設置期限の猶予等)

第22条 乙は、設置期限までに債務の本旨に従った履行をしないこと又は履行が不能で

あることが見込まれる場合は、その理由及び可能な設置期限を甲に速やかに申告し、借入期間、賃料起算日等について甲乙協議する。

- 2 甲は、乙が設置期限までに債務の本旨に従った履行をしないとき又は履行が不能であるときは、設置期限の翌日から起算して、契約物品設置の日（設置遅延後甲が契約を解除したときは、解除の日。）までの日数に応じて、契約金額に遅延に陥った時点の法廷利率を乗じて得た遅滞金及び設置が完了しなかったことにより甲に生じた直接及び通常の損害を乙に請求することができる。

第3章 契約の効力等

（契約物品の設置不能等の通知）

第23条 乙は、理由の如何を問わず、設置期限までに契約物品を設置する見込みがなくなった場合、又は契約物品を設置することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

（契約物品の契約内容に適合しない場合等による債務不履行）

第24条 甲は、契約物品が契約の内容に適合しないことを知った時は、その不適合を知ったときから1年以内に乙に通知することとし、自らの選択により、修補、代替品の納入又は数量不足の場合における数量の追加等による履行の追完（以下「履行の追完等」）、代金減額又は損害賠償を請求することができる。

なお、履行の追完等に必要な費用は乙が負担する。

- 2 前項期間経過後も契約物品に重大な不良が発生し、甲に損害が生じた場合は、乙に損害賠償を請求することができる。
- 3 前2項の規定は契約期間満了後においても有効に存続する。

第4章 契約の変更等

（契約の変更）

第25条 甲は、契約物品の履行が完了するまでの間において、必要がある場合は、設置期限、設置場所、契約期間、契約数量、仕様書等の内容その他乙の義務に関し、乙と協議の上、この契約に定めるところを変更することができる。

- 2 前項の規定により変更が行われる場合は、乙は、当該変更に関する見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。
- 3 乙は、この契約により甲のなすべき行為が遅延した場合において、必要があるときは、設置期限、契約期間を変更するため、甲と協議することができる。

（事情の変更）

第26条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。
- 3 前条第2項の規定は、前2項の規定により契約金額の変更に関して、協議を行う場合に準用する。

（契約の解除）

第27条 甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要しないで本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 営業の取消し、又は停止の処分を受けたとき
- (2) 支払停止若しくは支払不能の状態に陥ったとき、又は手形又は小切手が不渡り

(電子債権記録機関の取引停止処分を含む。) になったとき

- (3) 信用資力の著しい低下があったとき、又は履行に影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき
 - (4) 第三者より自己の財産に対して差押、仮差押、仮処分、その他の強制執行、競売の申立、又は公租公課の滞納処分を受けたとき
 - (5) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始その他これらに類する倒産手続開始の申立等の事実が生じたとき
 - (6) 解散の決議をし、又は他の会社と合併し、又は本契約の第6条第1項に違反したとき
 - (7) 制限行為能力者となり又は居所不明になったとき
 - (8) 相手方の書面による承諾なく事業の全部又は重要な一部の譲渡をしたとき
 - (9) 監督官庁から許可、認可、免許若しくは登録が取り消され又はこれらの更新が拒絶されたとき
 - (10) 相手方の信用を害する行為があったとき
 - (11) 資本構成、信用状態又は事業内容に重大な変更を生じたことにより、本契約の履行が困難となったとき
- 2 甲又は乙は、相手方が本契約で定められた義務に違反し、相当の期間において催告したにもかかわらず是正しないときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告その他の手続を要しないで本契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 履行期限までに履行を完了できないことが客観的に明らかとなるとき
 - (2) この契約の履行に関し、本人又はその代理人若しくは使用人に不法、不正又は背信的な行為があったとき
- 4 甲又は乙は、第1項から第3項に定める事由が生じたことによりこの契約を解除できる場合、相手方に対して、解除権の行使に代え、又は解除権の行使とともに、契約の解除に伴い発生した損害を請求することができる。

(暴力団等の排除等)

第28条 甲及び乙は、自らの役員等(役員若しくは実質的に経営権を有する者又はそれらの代理人若しくは使用人をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等及びこれらに準ずる者、その他次に掲げる者(以下、これらを総称して「暴力団等」という。)であること。

ア 日本郵政グループ各社又は乙が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 日本郵政グループ各社又は乙が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

- (2) 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (3) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、

- 暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
- (5) 暴力団等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (6) 暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 甲及び乙は、自らの役員等が自ら又は第三者を利用して、次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為
- 3 甲及び乙は、相手方の役員等が、第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明及び確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合は、相手方に対して何らの催告を要しないで、損害等の賠償等を行うことなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙の再委託先等（再委託先若しくは下請け又はそれらの役員等をいう。再委託先又は下請けが数次にわたるときはその全てを含む。以下同じ。）については、次のとおりとする。
- (1) 乙は、乙の再委託先等が第1項に該当せず、将来にわたっても該当しないことを確約し、かつ第2項各号に該当する行為を行わないことを確約する。
- (2) 乙は、その再委託先等が前号に該当することが契約後に判明した場合には、直ちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとらなければならない。
- (3) 乙が、前各号の規定に反した場合には、甲は本契約を解除することができる。
- 5 甲及び乙は、本条各号の規定により契約を解除した場合、相手方に対して自らに生じた損害の賠償を請求することができる。
- (マネー・ローンダリング等の防止)

第29条 乙は、本件契約期間中、自己若しくは自己の役員等又は自己の委託先が経済制裁対象者に該当しないことを確約する。

なお、本件契約において、経済制裁対象者とは、外国為替及び外国貿易法に基づき資産凍結者リストとして財務省が公表する者をいう。

- 2 乙は、本件契約の履行にあたって、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関する法令その他影響を受けるすべての国や地域の法令や規則等（米国財務省外国資産管理室による規制等、域外適用される海外法令等を含む。）を遵守する。
- 3 乙は、本契約を履行するにあたり再委託を行う場合は、再委託先に対し、前2項を遵守させる。
- 4 甲は、乙が第1項から第3項の規定のいずれかに反することが判明したときは、何らの催告をすることなく直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- 5 甲は、前項の規定により契約を解除した場合、乙に対して自らに生じた損害の賠償を請求することができる。

(CSR・人権条項)

第30条 甲は、企業の社会的責任（CSR）及び政府の策定した「責任あるサプライチェ

ーン等における人権尊重のためのガイドライン」に基づき人権を尊重する責任を果たすために、日本郵政グループCSR調達ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定した上でこれを遵守し、かつ日本郵政グループ人権方針を策定した上で人権デュー・ディリジェンスを実施しているところ、サプライチェーン全体におけるCSR・人権配慮が必要となっていることにかんがみ、甲及び乙は、そのための共同の取組を継続的に推進するために、本条各項に合意するものとする。

- 2 乙は、甲と共同して企業の社会的責任を果たすために、ガイドラインにおける「第二 お取引先さまへのお願い」に記載の事項をいずれも遵守することを誓約する。また、乙は、乙の調達先（本契約の対象となる製品、資材又は役務に関連する調達先に限る。サプライチェーンが数次にわたるときは全ての調達先を含む。以下「関連調達先」という。）がガイドラインを遵守するように、関連調達先に対する影響力の程度に応じて適切な措置をとることを誓約する。ただし、乙の2次以下の関連調達先がガイドラインに違反した場合であっても乙に直ちに本項の誓約違反が認められることにはならず、乙がこの事実を知り又は知りうべきであったにもかかわらず適切な措置をとらなかった場合にのみ本項の誓約違反となるものとする。
- 3 乙は、乙又は乙の関連調達先に強制的な労働、児童労働（これらの定義はガイドラインによる。）等の重大な人権侵害、その他ガイドラインに違反する事由（以下「違反事由」といいます。）の存在が疑われ、又は認められることが判明した場合、速やかに甲に対し、これを報告する義務を負う。
- 4 乙又は乙の関連調達先に違反事由の存在が疑われる場合、甲は、乙に対し、違反事由の有無についての調査及び報告を求めることができる。乙は、速やかにかかる調査を行った上で甲に報告するほか、甲が合理的に要求する情報を提供するものとする。
- 5 乙又は乙の関連調達先に違反事由が認められた場合、甲は、乙に対し、是正措置を求めることができる。乙は、甲からかかる是正措置の要求を受けた日から2週間以内に当該違反事由が発生した理由及びその是正のための計画を定めた報告書を甲に提出し、かつ相当な期間内に当該違反事由を是正しなければならない。
- 6 前項の甲の乙に対する是正措置の要求にかかわらず、乙が相当な期間内に違反事由を是正しない場合、甲は、本契約の全部若しくは一部を解除することができる。ただし、乙が当該違反事由を是正しなかったことに関し正当な理由がある場合は、この限りではない。
- 7 甲が前項の規定により本契約の全部若しくは一部を解除した場合、甲は乙に対して自らに生じた損害の賠償を請求することができる。また、解除により乙に損害が生じたとしても、甲は何らこれを賠償ないし補償することを要しない。

（入札談合等の不正行為に対する違約金）

第31条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、違約金（損害賠償額の予定）として契約金額（契約期間の終期までに継続した場合に甲が支払う金額とする。）の100分の10に相当する金額を、甲の指定する期間内に甲に支払うものとする。ただし、その金額が100円未満の場合はこの限りではない。

- (1) 乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、同法第7条の規定に基づく排除措置命令、又は同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令を行い、当該命令が確定したとき。

- (2) 乙（法人にあっては、その役員又は使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、甲に生じた直接及び通常の損害の額が同項に規定する違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき、賠償を請求することを妨げない。
- 3 本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。
（契約物品の引き取り）

第32条 契約期間の満了又はこの契約が解除若しくは解約された場合その他事由のいかんを問わずこの契約が終了した場合には、契約終了後の引き渡し時の現状で契約物品を返還するものとし、乙は、甲の指定する方法に従い、乙の責任と負担において契約物品を引き取るものとする。

（第三者の権利）

第33条 乙は、契約物品の使用、収益及び処分が第三者の所有権その他の利用権及び知的財産権（以下「第三者の権利」という。）を侵害しないことを保証する。乙は、第三者の権利の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、仕様書等に第三者の権利に関する特別の定めがあるときは、これに従うものとする。

（支払代金の相殺）

第34条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

第5章 個人情報保護及び秘密の保全

（個人情報の保護及び秘密の保全）

第35条 甲及び乙は、本契約に関して相手方から開示を受けた情報及びこの契約上の債務の履行に関し知り得た甲及び甲の顧客等の情報（以下「秘密情報」という。）を善良なる管理者の注意をもって厳重に管理し、秘密として保持しなければならない。

また、秘密情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の秘密情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。ただし、次に掲げる情報については、この限りでない。

- (1) 本契約に違反することなく、相手方からの開示の前後を問わず公知となった情報
 - (2) 開示を受ける前に既に保有している情報
 - (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - (4) 独自に開発した情報
- 2 乙は、秘密情報をこの受託業務遂行の目的以外には利用してはならない。
- 3 乙は、秘密情報を盗用、改ざん、又は第三者に開示若しくは漏えいしてはならない。
- 4 乙は、秘密情報を複製してはならない。
- 5 乙は、乙の役員又は従業者であっても、本契約の履行のために必要のない者に秘密情報を開示してはならない。
- 6 乙は、この業務の履行のために秘密情報の取扱いを行う者を特定するとともに、当該者に対し、秘密情報の安全管理のために必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 7 乙は、本契約終了時に、甲の求めに応じ、秘密情報の一切を甲に返還し、又は甲の

指示する方法によりこれらを破棄若しくは消去し、その旨の証明書を甲に交付するものとする。

8 乙は、自己又はその委託先が本条各項に違反して甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

9 本条の規定は、本契約期間終了後においても有効に存続する。

第6章 雑則

(調査)

第36条 甲は、契約物品について、その原価を確認する場合、又はこの契約に基づいて生じた損害賠償、違約金その他金銭債権の保全又はその額の算定等の適正を図るため必要がある場合は、乙に対し、その業務若しくは資産の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、参考となるべき報告若しくは資料の提出を求め、又はその社員に乙の営業所、工場その他の関係場所に立ち入り、調査させることができる。

2 乙は、前項に規定する調査に協力するものとする。

(紛争の解決)

第37条 甲及び乙は、この契約の履行に関し、紛争又は疑義が生じた場合は、その都度協議して円満に解決するものとする。

(裁判所管轄)

第38条 本契約の準拠法は日本法とする。

2 甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。ただし、東京簡易裁判所に調停を提起することを妨げないものとする。

(紙面で取り交わす場合)

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保管する。

(電子契約の場合)

この契約を証するため、本電磁的記録を作成し、双方電子署名を行う。

なお、この契約においては、本電磁的記録を原本とし、同電磁的記録を印刷した文書はその写しとする。

2025年**月**日

甲 契約責任者	住所	東京都千代田区富士見二丁目14番23号
	氏名	日本郵政株式会社東京通信病院 院長 山 嵜 達 也

乙 貸 主	住所
	氏名